

配偶者からの暴力への対応について

－被害者支援体制を中心に－

はじめに

DV 防止法全面施行から 10 年経過後の全般的評価

政策評価の必要性－2009 総務省「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」

1. 2001DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）制定のインパクト

（1）DV 防止法制定の意義

「法は家庭に入らず」原則の打破と被害の顕在化

① 相談件数の増加

配暴センター－DV 防止法施行時の 2.3 倍へ

警察における認知件数－2.4 倍へ

② 行政の責務の明確化

全都道府県に一時保護機能（婦人相談所および委託先）

全都道府県で「基本計画」→政策化の基盤

47 市区町に配暴センター

地方自治体における独自の取組み

（2）DV 問題への取組みから新たな展開へ

① 「女性に対する暴力」の再発見

DV としての性暴力・子どもへの性虐待

② 法制度・司法の運用における問題点

DV 防止法とストーカー行為規制法、保護命令の運用

世帯単位主義の法制度

③ 女性の抱える複合的困難

シングルマザー、貧困、社会的孤立

④ 女性支援の制度的枠組みの不在

売春防止法に基づく婦人保護事業

2. DV 防止法上の被害者支援システムと特徴と問題点

（1）DV 法上の被害者支援システムの特徴

① 行政主導型支援システム

DV 防止法 2 条「行政の責務」

② 総合的支援システムの欠如

DV 防止法は緊急時対応型として出発（第三章被害者の保護）

その後、2004 年法改正に基づき、

＊国及び地方公共団体の責務に「被害者の自立支援」を付加(2 条)

＊国の「基本方針」策定(2 条の 2)

→都道府県・市町村基本計画の「指針」

2008 年「基本方針」で「被害者の立場に立った切れ目のない支援」

③ 他法優先・他法活用型支援

とくに、生活再建支援の場面で既存の法制度の活用と関係諸機関との連携・協力による対応

関連諸法の運用改善での対応

(2) 問題点

- ① 「被害者の立場に立った切れ目のない支援」体制
- ② 連携・協力による支援・対応の「要」
- ③ 支援（機関・者）の専門性
- ④ DV の特質を考慮した支援
- ⑤ 二次被害

3. 一時保護所の運営・支援の現状と利用者の状況

＊DV 被害者の一時保護―一時保護所(主訴の 7 割)、婦人保護施設 (DV 法 5 条、利用者の 4 割)、母子生活支援施設 (利用者の半数以上)、民間シェルター

<厚生労働科研費「DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」H21～23>

(1) 一時保護所利用者の状況(全国 47 都道府県)

- ① 年齢層―約 3 人に一人が「25 歳～35 歳」
- ② 同伴児の半数以上が幼児、乳幼児で全体の 64%→保育の必要性
- ③ 本人の学歴はほとんど把握されていないが、相対的に低位の学歴階層
- ④ 多様な加害者からの暴力被害→「配偶者暴力」の範疇に収まらない
- ⑤ 被害者が抱える生活困難は複合的

<DV、家族関係、精神疾患、知的障害、虐待経験、経済困難、子どもの問題>

- ⑥ 約 2 割の利用者が精神的疾患・その疑い
- ⑦子どもも多様な被害と複合的困難<虐待、障害、発達や学力の遅れ、不登校、引きこもり、きょうだい関係の悪化>
- ⑦夫も複合的生活課題―約半数<身体的、精神的疾患、障害、不就労、異性関係、ギャンブル、アル中、薬物依存>

(2) 一時保護所の運営・支援の現状

① 一時保護所の運営

＊婦人相談員の 87%が非常勤職員、心理判定員も非常勤が 55.8%

＊入所定員のばらつき

最小定員数 5 人～最大定員数 47 人と差が大きい

＊利用者数・同伴児童数の地域間格差が大きい

2011. 4～9 月入所者数 9 人以下～100 人以上

＊利用制限

同伴児である男児の年齢制限

車いす利用、介助が必要な人、精神疾患のある人

② 一時保護所における支援

＊生活支援プログラム(実施せず 72.3%)

＊未就学児対象のプログラム(実施せず 68.1%)

＊学齢期児童の学習プログラム(半数以上が実施)

＊好事例

(3) 調査から浮かび上がった問題点

- ① 地域間格差
- ② 一時保護所における支援内容
- ③ DV 被害者とそれ以外の支援を必要とする利用者の混在と現場の混乱
- ④ 特別なニーズへの対応－同伴児、外国籍、疾病・障害のある人
- ⑤ 人員不足、専門職の不在
- ⑥ 相談員の専門性、処遇
- ⑦ 関係諸機関との連携・協力
- ⑧ 好事例が共有されていない

4. 地方自治体の DV 対応（上記厚労科研費調査から）

(1) 地域間格差

相談件数、保護命令申立件数、市区町の支援センター設置・基本計画策定数

一時保護所の職員配置、入所定員・入所者数、入所条件、支援内容

民間シェルター等民間団体の有無・連携

(2) 好事例とその共有

① 自治体独自の施策

「被害者支援事業」、「自立支援事業」、「子ども支援事業」

外国人女性支援－多言語相談シート、多言語電話相談、医療通訳広域連携事業、
医療通訳養成・派遣事業など

② 市区町の「支援センター」（内閣府官官・官民連携促進 WS、取組事例収集・情報提供）

ワンストップセンター化－被害者支援のトータルコーディネート

③ 共通項として、地域のニーズをつかみ、課題設定を行っていること、
それに基づき、計画的・組織的に事業を推進

民間団体との連携がキーポイント

(3) 男女共同参画センターの活用と連携

総合相談、講座、女性に対する暴力相談

5. DV 被害者支援体制の問題点

(1) DV 法上の問題点

① 支援制度の枠組みの問題

売春防止法第4章「婦人保護事業」に基づく支援制度

→一時保護機能、一時保護「措置」権限、一時保護期間、支援内容、婦人相談員の専門性と処遇

*売防法「売春女性の転落防止・保護更生・補導」を目的

◇ 現場（婦人相談所＝DV センター）の混乱

（婦人相談所の根拠法－売防法、DV 防止法、人身取引行動計画）

支援の限界（措置権限、一時保護期間）

相談員の処遇と専門性（売防法 35 条 4 項非常勤）

② 都道府県配暴センターの位置づけと業務の「機能」化（DV 防止法 3 条）

権限と責任の所在が不明確

(2) 運用上の問題点

① 関連諸法活用型・他法優先型の支援

既存の法制度を組み合わせて支援（運用改善）

暴力被害独自のニーズへの対応

制度の狭間に陥る被害者の存在

② 関係諸機関連携による支援

広域連携、都道府県と市区町、警察や児童相談所との連携、福祉と男女共同参画

③ 民間シェルターへの一時保護委託と連携（DV 防止法 3 条 4 項、5 項）

実態はどうかー一時保護委託件数、措置されないケース

6. DV 被害者支援の検討課題

(1) 法改正に関する当面の検討課題

* 中長期的検討課題

* 当面の検討課題

1) 支援体制について

① 支援センター業務の明記・義務化（相談、情報提供、一時保護、保護命令支援、医学的・心理的支援、自立支援）

② 都道府県支援センターの地域における中核センター化

- ③ 地方自治体への DV 基本計画の義務化、政令市などへの支援センター設置の義務化
- ④ 連携・協力関係諸機関に民間団体を入れる（9 条）
- ⑤ 福祉事務所の自立支援義務化(8 条の 3 9
- 2) 法の対象範囲の拡大
- 3) 緊急保護命令の導入
- 4) 民間団体への財政支援制度

＊中長期的検討課題

加害者の法的責任、予防教育

DV 独自の支援システム構築

(2) 運用上の課題

- 1) 緊急時から生活再建までの「切れ目のない支援」体制の整備
支援センター・警察・福祉など関係諸機関・民間団体
- 2) 一時保護での支援内容の充実
ナショナル・スタンダード化、支援ガイドライン
- 3) 専門性の確保
相談員の専門性と身分保障、支援センター長の研修義務
支援センター長の民間からの登用
- 4) 好事例の共有

7. さいごに

暴力被害等を受けた女性を対象とした包括的な立法の検討